

お客様各位

残暑お見舞い申し上げます

今年の夏は、記録的な猛暑、そして豪雨ですが、
いかがお過ごしでしょうか？

事務所では、毎年この夏の時期に1日かけて書類の整理をします。

毎年、整理して破棄をしているにもかかわらず
1年経つと大量の書類で溢れてしまいます。

世の中にパソコンが普及し、
電子化と言われてはいますが、
そう簡単に紙は無くなりそうにありません。

しかし、どうせ変わらないからと言って同じようにしている場合と、
大きく変わらないかもしれないけれど意識して少しずつ変えていった場合では
どの位違いがでるのでしょうか？

1日0.2%ずつ変化すると
1年で約2倍、3年で8倍になります。
小さな変化は目に見えませんが、
継続して努力し続けると1年後には大きな変化になります。

どうせ、やってもやらなくても変わらないと思っただけは
何も変わりません。

小さな努力の積み重ねで
将来大きな成果を手に入れましょう。

まだまだ残暑は続きそうです。
体調管理に気をつけて、実りの秋を迎えてください。

須黒会計インフォメーション

平成 25 年 9 月号

I N D E X

1. 【税務情報】 [贈与税について 3](#)
2. 【会計税務】 [商業・サービス業・農林水産業活性化税制](#)
3. 【ヒント・ヒント】 [判断基準](#)
4. 【お役立ち情報】 [経営体力診断のご提案](#)

1. 【税務情報】 [贈与税について 3](#)

今回は、「住宅資金や教育資金の贈与」と「配偶者への贈与の特例」についてお話しさせていただきます。

20 歳以上の子供や孫の住宅購入資金を親や祖父母が援助するという場合に、「住宅資金贈与の特例」を受けることができます。この制度は、平成 26 年末までの時限立法で、平成 25 年は 700 万円、平成 26 年は 500 万円の非課税枠が設けられ、さらにその住宅資金を省エネや耐震性に優れた住宅の取得に充てた場合には、各年 500 万円ずつ上乗せされます。つまり、平成 25 年では 1200 万円、平成 26 年では 1000 万円が贈与税の非課税枠となるのです。

さらに、この制度の特徴は、贈与税の暦年課税の基礎控除（110 万円）または相続時精算課税制度と併用して使うことができます。例えば、平成 25 年度に相続時精算課税制度と合わせて適用する場合の非課税枠は、最大 6200 万円（相続時精算課税 2500 万円×父母 + 住宅資金の非課税 1200 万円）となります。ただし、このダブル適用となるとそれぞれの適用要件をクリアしなくてはならないので、かなりハードルは高くなってしまいます。

相続時精算課税の適用要件は前回説明させていただきましたので、住宅資金贈与の特例の適用要件をみてゆきましょう。

1. 贈与を受ける人は 20 歳以上の子供や孫などであること
2. 受贈者（もらう人）の合計所得が 2000 万円以下であること
3. 贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日までに住宅を購入していること
4. 贈与を受けた年の翌年 12 月 31 日までに住んでいること

5. 家屋の床面積は 50 平方メートル以上 240 平方メートル以下であること
6. 床面積に対して 2 分の 1 以上を自分の居住用にしていること
7. 贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日までに特例利用の申告書を提出していること

以上のように、かなり細かい条件がついているので、もしこの特例を受けようとする場合には事前準備が必要となります。

また、この特例を受けて贈与した場合は、相続開始前 3 年以内であっても相続財産には加算されませんのでご安心ください。

次に教育資金の贈与についてみてゆきましょう。

皆様が、今までお子様のために支払った学費や生活費には贈与税が課税されたことはありません。これは、国が祖父母や親など扶養義務のある人が、子供や孫に教育費や生活費や医療費を贈与しても、非課税としているからです。ただし、当面使わない分まで贈与すると、贈与税の課税対象になる恐れがあります。そこで、将来の学費分まで現在まとめて贈与しても非課税としたのが、平成 25 年度の税制改正で施行された「教育資金一括贈与制度」です。

この制度については、「須黒会計インフォメーション平成 25 年 7 月号の会計税務」の稿に掲載されていますので、ご確認ください。

細かい内容は割愛しますが、ここで注意しなければならない点をいくつかお話しします。

まずは、「教育資金」の内容についてです。

「学校関連の資金」は、入学金や授業料の他に、遠足修学旅行費や P T A 会費や学校の寮費なども非課税となります。その反面、通学定期代や下宿代、留学渡航費や滞在費などは課税対象となります。

「学校等以外の資金（習い事）」は、学習塾やピアノ教室の他に、野球チームや茶道華道教室も非課税となります。その反面、カラオケ教室やトランプ、ゲームなど遊技を内容とする教室などは課税対象となります。これらの習い事等の資金は、非課税枠が 500 万円までとなりますのでご注意ください。

次に、受贈者が 30 歳になるまで非課税で資金は使えますが、たとえば 20 歳を過ぎた子供や孫に 1500 万円を贈与しても教育資金で使い切るのは一般的に無理があると思われます。（医大等の学費なら使えるのですが・・・。）使い残した資金については、贈与税が課税されてしまいますので、計画的な贈与が必要となります。

また、この制度を利用して一旦贈与した資金は返金できません。贈与した後になってまとまったお金が必要となり、契約を無効にしたいと思っても認めてもらえません。特に祖父母の贈与については、病気や介護などで老後の資金が予想以上にかかる可能性があります。手元に置く資金は慎重に検討してください。

今回の最後のテーマである「贈与税の配偶者控除」についてみてゆきます。

贈与税には、配偶者の老後の生活保障と住宅促進を目的として、配偶者控除が設けられています。これは、夫婦間で居住不動産またはその取得資金の贈与がおこなわれた時には、最大 2000 万円まで非課税となるものです。さらに、この制度で贈与をおこなうと、相続前 3 年以内であっても、相続財産に加算されません。

ただし、この配偶者控除を受けるためには、細かい要件をクリアしなければなりません。

1. 婚姻届提出後 20 年以上過ぎていること
2. 贈与財産が居住用不動産もしくは居住用不動産を取得するための資金であること
3. 贈与を受けた翌年の 3 月 15 日まで居住し、その後も住み続けること
4. 過去に同じ配偶者からの贈与で配偶者控除を受けていないこと
5. 適用をうけるための贈与税の申告書を提出すること

以上の要件を満たせば、2000 万円まで控除される特例を利用でき、更に 110 万円の基礎控除を合わせれば、2110 万円まで贈与税はかからないことになります。

配偶者控除の制度は、例えば夫の財産が極端に多く、妻の財産がない場合に現在住んでいる不動産の持ち分を贈与すると効果があります。

ただし、不動産取得税や登記費用で相当の費用がかかりますので、慎重な判断が必要です。また、例えば妻が夫の死亡により居住用住宅を相続する場合には、実際の時価の 20% で評価できることから、この制度の節税効果はその贈与額ほど高くないこともあります。

平成 27 年からの相続税増税を控え、まだ時間は十分あります。

今回まで 3 回に分けて、贈与の特性について説明させて頂きましたが、最後に贈与をする際のポイントをお話しします。

1. 贈与はあげる人ともらう人の合意が必要です。したがって、贈与契約書を必ず作りましょう
2. 贈与した証拠を残すために、贈与契約書に加えて通帳への振り込みや税務申告を必ずしましょう
3. 贈与する金銭の授受は、受贈者（もらう人）が現在使っている通帳に入金しましょう
4. 毎年金銭を贈与する場合は、あらかじめ贈与総額を決めてはいけません。贈与総額の分割払いと疑われないようにしましょう
5. 贈与をする際には、必ず専門家に相談してから実行しましょう

須黒会計インフォメーション平成 25 年 7 月号からの「税務情報 相続税について」は、資産税部 陶山が担当させていただきました。

相続税や贈与税のご相談がございましたら、お気軽に連絡ください。

2. 【会計税務】商業・サービス業・農林水産業活性化税制

・活性化税制の創設

平成 25 年度税制改正で、商業・サービス業・農林水産業活性化税制が創設されました。

この税制は、消費税率の引上げに備え、商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等の活性化に資する設備投資を促進し、これらの産業の活性化を図ることを目的とし、設備投資に対する特別償却または特別税額控除を行う制度です。

個人事業者にも適用されますが、ここでは法人に絞ってその内容を確認していくことにしましょう。

・対象法人

認定経営革新等支援機関による経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類の交付を受けた中小企業者等で、青色申告書を提出する法人（特定中小企業者等）が対象となります。

・特別償却

平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間（指定期間）内にその書類に記載された経営改善設備の取得等をして、これを国内にある特定中小企業者等の営む卸

売業、小売業等の事業の用（指定事業の用）に供した場合には、当該経営改善設備の取得価額の30%の特別償却を適用することができます。

- ・ 特別税額控除

特定中小企業者等のうち資本金が3千万以下の中小企業者等については、特別償却の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する法人税の額からその指定事業の用に供した当該経営改善設備の取得価額の7%の税額控除の適用を受けることができます。

ただし、税額控除額は、当該供用年度の所得に対する法人税額の20%が限度となり、控除しきれない場合には、1年間の繰越控除が可能です。

- ・ 対象事業

対象となる事業は、卸売業、小売業、農業、林業、漁業、水産養殖業、サービス業等（風俗営業等は除く）とされています。

- ・ 対象資産

対象となる経営改善設備は、建物付属設備の場合には取得価額60万円以上のもの、器具及び備品の場合には取得価額30万円以上のものです。

- ・ 申告要件

特別償却の規定は、確定申告書等に経営改善設備の償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限りです。

また、特別税額控除の規定は、確定申告書等に控除の対象となる経営改善設備の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り適用されます。

- ・ 認定経営革新等支援機関

認定経営革新等支援機関とは、中小企業経営力強化支援法に基づいて、中小企業が安心して経営相談等を受けられるように、税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上の者として国が認定した税理士、公認会計士、商工会議所、金融機関等をいいます。

3.【ヒント・ヒント】 判断基準

「トヨタの片づけ」という本があります。

トヨタの工場や現場で活躍した元トヨタマンの知恵やノウハウを(株)OJTソリューションズがまとめたものです。片づけはムダがなくなり、効率が上がり、売上が上がる。その1つ、捨てる判断基準を持つ。いるものといらないものにキッチリと分け、いるものであれば、1.いま使うもの、2.いつか使うもの、3.いつまでたっても使わないもの、の3つに分ける。1は正にいます。2には期限を設ける。モノや種類によって1週間後、2ヶ月後、半年後など。3の期限はできるだけ短く切り、「終わると同時に処分」を徹底する。当然、決裁権を持つ人の理解の上で。(中経出版刊)

4.【お役立ち情報】経営体力診断のご提案

以下のご提案内容のうち、一つを無料にてご提案いたします！

<ご提案内容>

1.経営体力診断

企業を人間の身体に見立てて、御社の過去の実績から分析・測定し、「経営体力」の総合評価をみるとともに、現在の重点課題を明らかにします。

2.マネージメント・パワー(社長ご自身の経営行動診断)

社長様へのアンケート回答にもとづき、ご自身の経営姿勢(思考と行動)の現状診断を行います。

このメールマガジンは、須黒税務会計事務所及び株式会社リードコンサルトを通して、お客様からのご紹介によりお届けさせていただいております。

万一送信を希望されない場合、末尾のメールアドレス宛てに送信中止の手続きをお願いいたします。

このメールに他のウェブサイトへのリンクが含まれている場合にも、須黒税務会計事務所及び株式会社リードコンサルトはリンク先のページについて一切責任を負いかねます。

////////////////////

